

# 学校感染症の出席停止期間の基準について

(別紙3)

学校感染症の予防の見地から、学校保健安全法では学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準が定められています。

## 学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準

	感染症の種類	出席停止の期間の基準等
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る。） <u>鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）</u>	治癒するまで  * 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規程する「 <u>新型インフルエンザ等感染症</u> 」, 「指定感染症」 <u>及び「新感染症」</u> は第一種の感染症とみなす。
第二種	<u>インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1) 及び新型インフルエンザ等感染症を除く）</u> 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱  結核、髄膜炎菌性髄膜炎	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インフルエンザ：発症した後五日を経過し、かつ解熱した後二日（幼児にあっては三日）を経過するまで</li> <li>○百日咳：特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</li> <li>○麻疹：解熱した後三日を経過するまで</li> <li>○流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</li> <li>○風疹：発疹が消失するまで</li> <li>○水痘：すべての発疹が痂皮化するまで</li> <li>○咽頭結膜熱：主要症状が消退した後二日を経過するまで（アデノウイルスのみでなく発熱・結膜炎・咽頭炎を主症状とする）</li> <li>○結核、髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</li> </ul>
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 <u>その他の感染症</u>	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

〈第三種の感染症について〉

学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症を規定している。出席停止期間の基準は、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでである。

なお、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。